

問1

法第13条は、「労働基準法で定める基準()労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。」とし(強行的効力)、「この場合において、無効となった部分は、労働基準法で定める基準による。」と定めている。

- ① に達しない ② に反する

問2

労働基準法は、船員法第1条1項に規定する船員については、総則規定とその罰則などの一部の規定のみが適用される。また、一般職の()にも、労働時間の規定の一部や就業規則などを除く一部の規定のみが適用される。

- ① 国家公務員(行政執行法人に勤務する職員を除く) ② 地方公務員

問3

[1]同居の親族を使用する事業で、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業、[2]法人に雇われ、その役職員の家庭においてその家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者、の各々について、労働基準法は()。

- ① [1]では適用されるが、[2]では適用されない ② [1]では適用されないが、[2]では適用される

問4

労働基準法における「労働者」とは、「職業の種類を問わず、()をいう」とものと、法第9条で定められている。

- ① 賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者
② 事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者

問5

[1]使用者と請負契約を締結している請負人の間に、その実体において使用従属関係が認められる場合、[2]法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合、()。

- ① [1]の請負人も[2]の役員も労働者に当たる ② [1]の請負人は労働者に当たり、[2]の役員は当たらない

問6

労働基準法における「使用者」とは、本法各条の義務についての履行の責任者をいい、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする（ ）をいう」と定められている。

- ① すべての者 ② 管理監督者以上の者

問7

労働者が法令の定めにより負担すべき社会保険料を使用者が労働者に代わって負担する場合の負担部分は、労働基準法第11条における「賃金」に（ A ）。また、生命保険料の補助、（ B ）、チップは「賃金」に該当しない。

- ① A: 該当する、B: 解雇予告手当 ② A: 該当しない、B: 職務手当

問8

労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明確にされており、それに従い使用者に支払義務がある場合の、[1]出張旅費、[2]結婚祝金、[3]退職手当、が賃金として取り扱われるかについては、（ ）。

- ① [3]のみが賃金として取り扱われる ② [2]、[3]が賃金として取り扱われる

問9

平均賃金の原則的な算定式は、これを算定すべき事由の発生した日以前（ A ）にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の（ B ）で除したもので、銭未満の端数を生じたときは切り捨てるものとされる。

- ① A: 3か月間、B: 総日数 ② A: 6か月間、B: 労働日数

問10

賃金が日給、時間給、出来高払制その他の請負制による場合、平均賃金の最低保障額の算定式は、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間の賃金の総額をその期間の（ A ）で除した金額の（ B ）とされている。

- ① A: 労働日数、B: 100分の60 ② A: 総日数、B: 100分の70